

被疑者・被告人の「障がい」に気づいていますか？

会員 太田 晃弘 (57期)

1 出口のない弁護活動

これは、とある窃盗事件の公判、裁判官質問の一コマである。被告人は50歳代の男性、公訴事実は「スーパーで126円の団子を万引きした」というものだ。

裁判官「これまで、同じような万引きで13回も服役しているみたいだけど、これからどうするのですか。」

被告人「もうしません。がんばります。」

裁判官「これまでの人生、ほとんど刑務所にいたのですよね。」

被告人「はい！」

裁判官「刑務所に入らないように、がんばりたいと思わなかったのですか。」

被告人「これから、がんばります。」

裁判官「心を入れ替えてがんばる、ということなのですか。」

被告人「はい！がんばります。」

刑事弁護から離れてしまっている弁護士であっても、修習中に一度は見たことのある光景ではないだろうか。

窃盗の公訴事実に争いはない。被告人本人は無一文。頼りになる親族はいない。被害弁償や示談は不可能だ。弁護人として、いかなる情状弁護ができるのか。――弁護人は頭を抱えることになる。

しかし、ここでよく考えてみたい。「同じような万

引き」で「13回」も服役したのに、なぜ万引きが繰り返されてしまったのか。別の言い方をすれば、現在の司法制度や更生保護制度では、何らの問題解決がなされないのはなぜなのか。

2 障がいに気づいていない私たち

ここに興味深いデータがある。

2006年の新規受刑者のうち、約22.9%がIQ69以下であり、知的障がいの疑いがあるのだ。他方で、この中のほとんどは、知的障がい者に交付される「療育手帳」を所持していなかった。つまり、知的障がいがあっても、療育手帳を持っていない人はたくさんいるのだ。

我々弁護士は、とくに知的障がいや精神障がい、発達障がいをもつ被疑者・被告人に関して、もっぱら責任能力の存否・程度に関心を寄せてきたといえる。実刑判決となった事件の22.9%で、知的障がいの疑いがあることが弁論されているかといえ、そうではないのが現状というべきだろう。別の言い方をすれば、ある程度意思疎通ができて責任能力が認められるような事案であれば、知的障がいや精神障がい、発達障がいがあっても、それに気がつかずに刑事弁護を進めている現実があるのではないかと思う。

3 障がいにどうやって気づくか

日弁連・高齢者障がい者委員会が作成した障がいに気づくためのチェックリストは、以下のとおりとな

っている。まずは、担当する被疑者・被告人にこのような特徴がないかどうか、確認して見る必要がある。

障がいに気づくためのチェックリスト

- 目線があわない。
- 体を前後にゆすっている。
- 体のどこかをずっと触り続けている。
- 言葉遣いやイントネーションに違和感がある。
- 質問と答えがかみ合わない。
- パンフレットの漢字が読めない。
- 繰り上げ計算ができない。例 $15 + 8 =$
- 動機が意味不明または理解不能。
- 自宅の住所や電話番号が答えられない。
- 家族構成を説明できない。
- 養護学校（特別支援学校）卒である。
- 養護学級（特別支援学級，なかよし学級）にいたことがある。
- 職場を頻繁に変わっている。
- もらっている給料が極端に低い。

弁護人は、障がいがあるのではないかと思ったら、適切な弁護方針を立てるために、医学的側面を中心として、障がいの有無・内容を速やかに確定する必要がある。そのためには、下記のような作業をするべきであろう。

- 療育手帳や精神保健福祉手帳を持っていないか確認する。
- 障害年金をもらっていないか確認する。
- 本人に障がいがないかどうか、通院歴がないかどうかを家族・支援者に尋ねる。
- 社会福祉士，精神保健福祉士，精神科医等に同行・面会してもらって意見をきく。

4 どうやって弁護するのか

障がいをもつ被疑者の場合、迎合的な性格があったり、うまくコミュニケーションがとれなかったりして、不当な内容の調書を作られてしまう場合が多い。この点については、取調べの可視化申し入れや障がいに配慮した取調べ申し入れなどを行い、不当な調書をとられないような弁護活動が必要である。

また、事実関係に争いがないような事案であっても、障がいの特性に応じた環境調整を図り、触法行為と無縁の地域生活を送りうることを主張・立証することで不起訴・執行猶予をとる，という方針をとることになろう。

このあたりの実践については、下記書籍に詳しいので、ぜひともご参照いただきたい。

- 大阪弁護士会刑事弁護委員会著『知的障害者刑事弁護マニュアル』（Sプランニング）
- 内田扶喜子，谷村慎介，原田和明，水藤昌彦『罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援』（2011年・現代人文社）
- 大石剛一郎，谷村慎介，西村武彦，内田扶喜子『障害者弁護ガイドブック～先駆的实践と事例から学ぶ』（2012年・現代人文社）
- 季刊刑事弁護2012年夏号（No.70）62頁以下「特別企画 障がい者を刑務所に入れないための弁護」（現代人文社）

5 連携先となる社会資源

障がいをもつ被疑者・被告人のための社会資源として、地域生活定着支援センター，市町村の障がい担当，地域包括支援センター，障がい者相談支援事業所，病院などさまざまなものが考えられる。障がいの存在が疑われた場合，これらの機関と相談をしながら，事件を進めていくとよいだろう。